

2020年6月のパワハラ防止法の改正により  
中小企業にも相談窓口の設置が  
義務付けられます！

2022年  
4月より  
義務化

## 弁護士法人なかま法律事務所の ハラスメント相談窓口サービス

### 導入しやすい低価格

「導入してもどれくらい使われるかわからないのでまず試してみたい」  
という企業様にも導入しやすい、月額1万円から社外窓口設置が可能です。

### 専用WEBフォームの設置で24時間受付可能

「工作中は相談できない」「電話だと緊張する」等そんな悩みを持つ相談者は  
少なくありません。当事務所では24時間受付可能のWEBフォームの設置をさせていた  
だくことで従業員の方がいつでも相談できます。

### ハラスメント問題に精通した弁護士が迅速対応

全ての相談について、労働紛争の専門家である弁護士が対応いたしますので、法的観点  
から適切なアドバイスを行います。また、原則として1営業日以内に返信、面談希望の  
方は7営業日以内に面談を実施するなど迅速対応が可能です。

### EAPの併用により従業員を手厚くサポート

EAPオプションを併用頂けますと、月額1万6500円の低コストで、  
ハラスメントだけでなく、従業員がプライベートの悩み事を  
広く相談できる体制が構築できます。

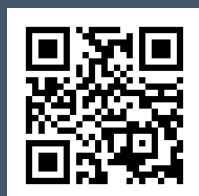


相談窓口業務は **月額11,000円** から始められます！

その他社内調査・体制構築サポート等の対応も可能ですので  
貴社のご状況に合わせてご提案いたします

相談窓口に関するご相談はこちらから

 **045-264-4527**



弁護士法人なかま法律事務所

受付時間：平日9:30～18:00（土日祝日を除く）